

# みずほ・アムンディ グローバル・ハイブリッド証券ファンド 2018-06 (限定追加型/繰上償還条項付)

愛称:ネクストジャンプ

追加型投信/内外/その他資産(ハイブリッド証券)



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **0120-202-900** (受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.amundi.co.jp>

## ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (ハイブリッド証券)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (ハイブリッド証券)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「みずほ・アムンディ グローバル・ハイブリッド証券ファンド 2018-06 (限定追加型／繰上償還条項付)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年5月11日に関東財務局長に提出しており、2018年5月27日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

### 【委託会社の情報】

委託会社名:アムンディ・ジャパン株式会社

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2018年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:2兆4,973億円(2018年2月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として世界各国のハイブリッド証券に投資し、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主として世界各国のさまざまなハイブリッド証券<sup>※1</sup>に実質的に投資します。

- 金融機関が発行するCoCo(ココ)債<sup>※2</sup>とCoCo債以外のハイブリッド証券(劣後債、優先証券)、金融機関以外の一般事業法人(企業)が発行するコーポレート・ハイブリッド証券<sup>※3</sup>等に投資し、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。
- 世界各国のハイブリッド証券への投資は、外国投資信託「Amundi Funds II – グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス」(ユーロ建)への投資を通じて行います。また、国内投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」(円建)にも投資します。
- 外国投資信託の運用は、アムンディ・アイルランド・リミテッドが行います。

※1 ハイブリッド証券とは、債券と株式の両方の性質を併せ持つ証券であり、劣後債、優先証券があります。一般的に国債や普通社債と比較して、信用リスクやハイブリッド証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。

※2 CoCo(ココ)債(Contingent Convertible Bonds:偶発転換社債)とは、発行体である金融機関の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合や、発行体の実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、元本の一部または全部が削減される、または強制的に発行体の普通株式に転換されるなど、強制的に投資家が損失を負担する条項(仕組み)が付与されているハイブリッド証券です。

※3 コーポレート・ハイブリッド証券とは、金融機関以外の一般事業法人(企業)が発行するハイブリッド証券を指します。

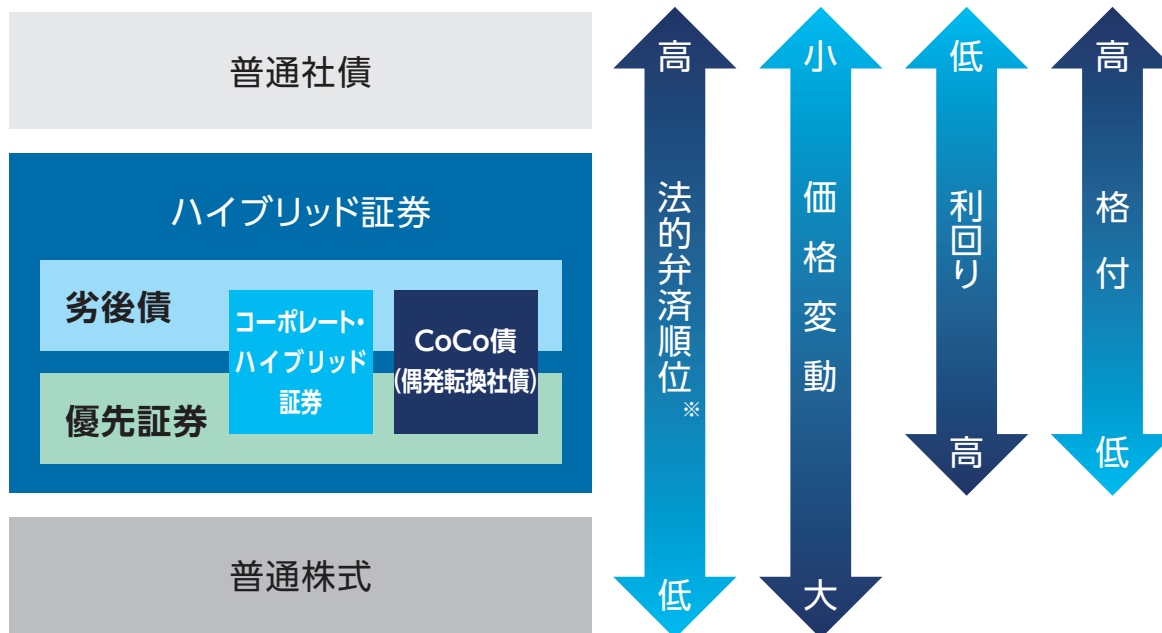
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ハイブリッド証券について

- ハイブリッド証券には、劣後債と優先証券があります。
- 発行体の財務状況が悪化した場合等に元本の削減や株式への転換の条項を有するハイブリッド証券をCoCo債(偶発転換社債)、金融機関以外の一般の事業法人が発行するハイブリッド証券をコーポレート・ハイブリッド証券といいます。

### 【ハイブリッド証券の特徴イメージ】



※法的弁済順位とは、発行体が倒産(デフォルト)等となった場合に債権者等に対する残余財産の弁済を行う順位のことで。

#### 劣後債

普通社債よりも法的弁済順位が劣後した証券で、一般的に繰上償還条項が付与されています。普通社債と比べ、利回りが相対的に高いという特徴があります。

#### 優先証券

法的弁済順位が劣後債より劣り、普通株式より優先される証券で、一般的に繰上償還条項が付与されています。議決権はありませんが、普通株式より優先的に剰余金の配当を得ることができます。

#### コーポレート・ハイブリッド証券

金融機関以外の一般の事業法人(企業)が発行するハイブリッド証券を指します。

#### CoCo債 (偶発転換社債)

金融機関が発行するハイブリッド証券のうち、Contingent Convertible Bonds(偶発転換社債)を指します。発行体である金融機関の自己資本が不十分となる場合等一定の条件に該当した場合に、投資家はその損失を負担する条項が付与されており、固有のリスクが反映されることで、相対的に利回りならびに価格変動リスクが高いという特徴があります。

\*上記のイメージは、一般的なハイブリッド証券の特徴を表したものであり、上記のとおりになるとは限りません。また、実際のハイブリッド証券の特徴すべてを網羅したものではありません。

\*上記はイメージであり、実際の利回りや価格変動等を表すものではありません。

\*ハイブリッド証券固有のリスクについて、詳細は、後述の「投資リスク」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

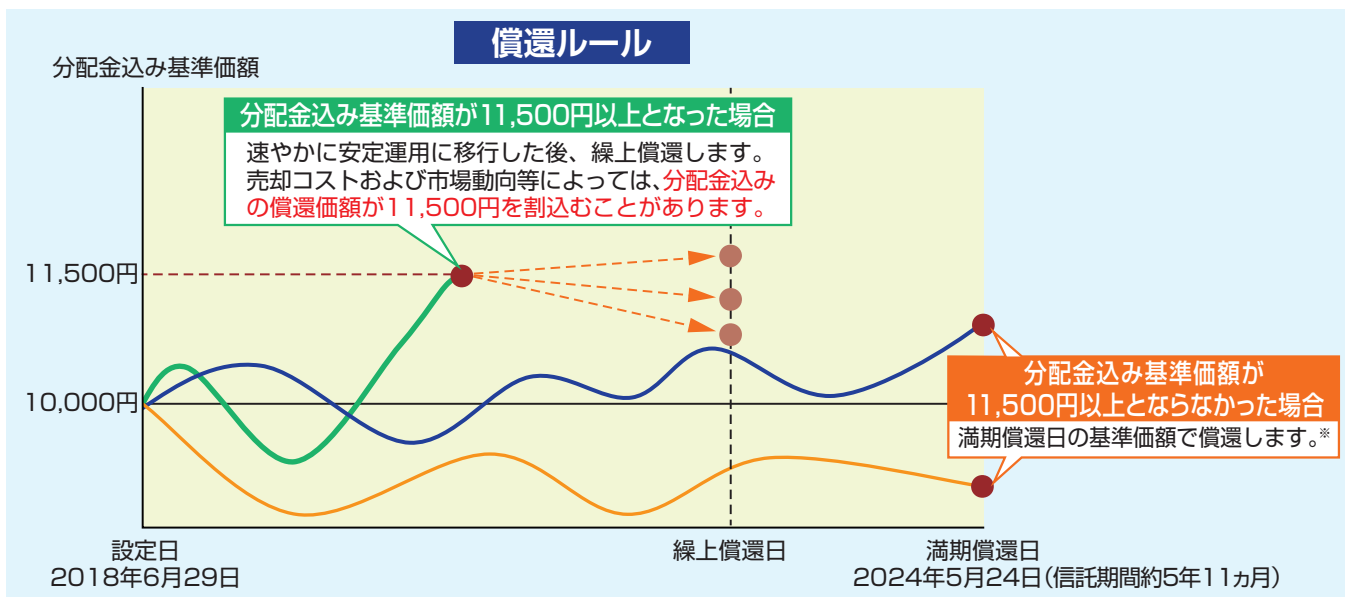
## 2 分配金込み基準価額※が11,500円以上となった場合は、速やかに安定運用に移行した後、繰上償還します。

※基準価額(1万口当たり)に、設定来の分配金(1万口当たり/税引前)の累計額を加算した額をいいます。

- 繰上償還することで、基準価額の一定の上昇の確保をめざします。
- 上記11,500円は安定運用に切り替えるための価額水準です。**基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。**
- 原則として分配金込み基準価額が11,500円以上となった日から組入投資信託を売却し、安定運用に移行します。そのため、繰上償還の場合は、基準価額の上昇は限定的となります。
- 分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。
- 流動性等により、組入投資信託が保有するハイブリッド証券等の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。
- 信託期間中に分配金込み基準価額が11,500円以上とならず繰上償還しない場合は、満期償還日の基準価額で償還となります。その場合、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

\*年1回決算(原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日)を行い、配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。詳細は、後述の「収益分配方針」をご参照ください。

### 【イメージ図】



※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意の上、信託期間が延長できます。

上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。

ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 3 原則として、為替ヘッジを行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

## 4 信託期間は約5年11ヵ月です。

(2018年6月29日から2024年5月24日まで)

## 5 購入の申込みは、2018年8月31日までの間に限定して受付けます。

## 6 年1回決算(原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日)を行い、配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。

### 収益分配方針

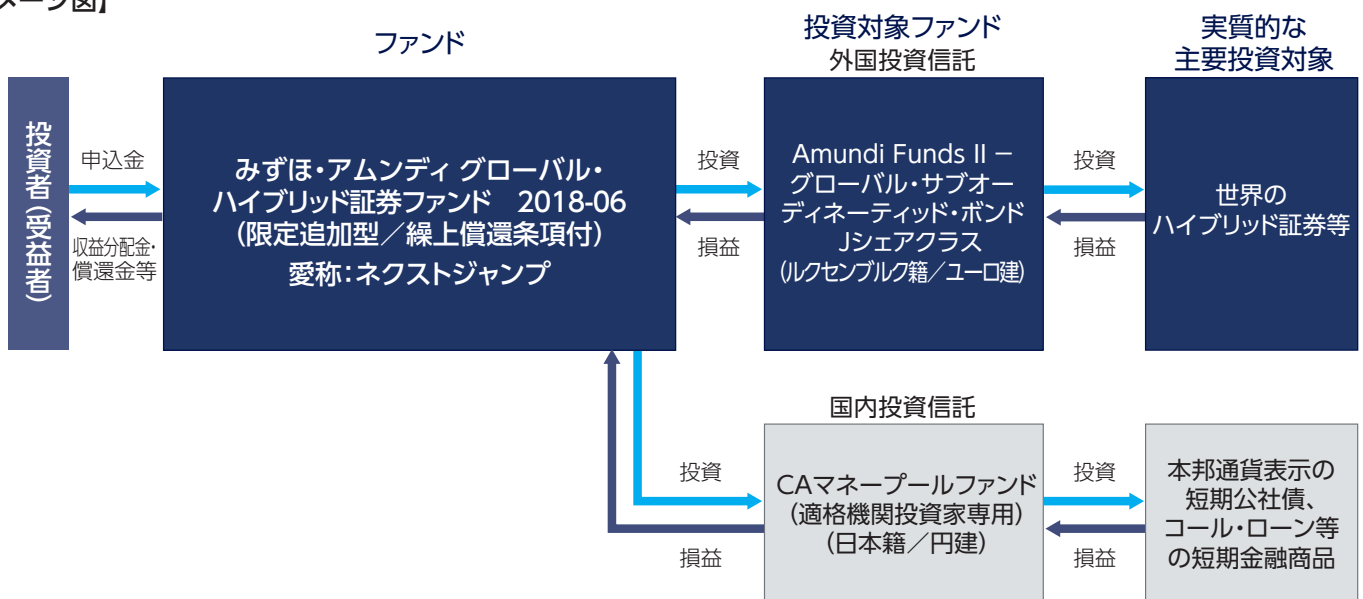
- 第1期決算日は、2019年5月27日とします。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用は特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

### 【イメージ図】



\*外国投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 投資対象とする投資信託証券の概要

外国投資信託	
ファンド名	Amundi Funds II – グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス
ファンドの形態	ルクセンブルク籍投資信託(ユーロ建)
主要投資対象	世界のさまざまなサブオーディネーティッド証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世界のさまざまなサブオーディネーティッド証券を主要投資対象とします。主要投資対象は、サブオーディネーティッド証券、優先社債、優先証券、コーポレート・ハイブリッド債等の転換社債およびCoCo債(資産の50%を上限)を含みます。</li><li>● 資産の75%までを金融機関の発行する証券に投資することがあります。</li><li>● 資産の10%までをその他の投資信託証券に投資することがあります。</li><li>● リスク軽減や効率的な運用等を行うため、デリバティブを利用することがあります。</li><li>● 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li></ul>
運用プロセス	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%;"><p style="text-align: center;"><b>最適な資産配分の決定</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>● リスク・期待リターン分析(資産クラス別、地域別、セクター別)</li></ul></div><div style="font-size: 2em;">→</div><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%;"><p style="text-align: center;"><b>発行体の調査・分析と銘柄選択</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>● 投資アイデア</li><li>● ファンダメンタルズ分析</li><li>● 個別銘柄の推奨</li></ul></div><div style="font-size: 2em;">→</div><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%;"><p style="text-align: center;"><b>ポートフォリオ構築</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>● 最良の投資アイデアの選定</li><li>● 優先劣後構造の分析</li><li>● リスク調整後リターンの最適化</li></ul></div></div> <p>*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。</p>
運用会社	アムンディ・アイルランド・リミテッド

国内投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてハイブリッド証券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

## ハイブリッド証券の価格変動リスク



ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の財務状況等により変動します。一般的に、金利の上昇、発行体の財務状況の悪化等は、ハイブリッド証券の価格の下落の要因となります。**ハイブリッド証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

**ハイブリッド証券には、主に以下のような固有のリスクがあります。**ただし、以下の記述はハイブリッド証券固有のリスクをすべて網羅したものではありません。

### ①法的弁済順位に関するリスク(劣後リスク)

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は普通株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債務が弁済されない限り、元利金の支払いを受けることができません。

### ②繰上償還延期および買い戻しに関するリスク

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されていますが、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合等には、価格が大きく下落する可能性があります。

また、発行体は繰上償還以外に、時価を基準にハイブリッド証券の買い戻しを行う場合があります。それに応じて売却したときに損失が生じ、基準価額が下落する場合があります。

### ③利息、配当の支払いに関するリスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項等が付与されている証券があります。発行体の財務状況の悪化、金融規制当局の動向、その他当該支払繰延条項等に規定された条件が満たされた場合には、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

### ④制度変更等に関するリスク

ハイブリッド証券にとって不利益な制度変更(税制改正や市場規制、大手格付機関による資本算入条件の見直し)等があった場合は、価格が下落する場合があります。

### ⑤損失負担条項に伴うリスク

ハイブリッド証券のうち、CoCo債は、発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合や、発行体の実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、元本の一部または全部が削減される、または強制的に発行体の普通株式に転換されるなどの損失負担条項が付与されています。元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担するため、元利金の支払いを受けられない場合等があります。損失負担条項のあるCoCo債は、相対的に価格変動リスクや信用リスクが高いため、当該条項のないハイブリッド証券以上に価格が下落する場合があります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。



# 投資リスク

## 信用リスク



組入有価証券等の発行体の経営・財務状況等の悪化あるいはそれらが予想された場合やそれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または元利金の支払遅延や支払不履行等が生じることがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ハイブリッド証券は一般的に同一の発行体が発行する普通社債より低い格付となるため、発行体の信用状況等が悪化した場合、普通社債以上に価格が大きく下落する可能性があります。また、ファンドは投資適格未満のハイブリッド証券に投資することがあります。

## 特定の業種への集中投資リスク



ファンドは、特定の業種によって発行されるハイブリッド証券の投資比率が高くなることがあるため、当該業種固有の要因による影響を受け、**多くの業種に幅広く分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる可能性があります。**

## 流動性リスク



短期間で大量の換金があった場合等には、**組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。**また、ハイブリッド証券は、公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクが高い傾向にあります。

## 為替変動リスク



組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、**為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替レートの変動の影響を受ける場合があります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。**また、為替ヘッジを行う際に日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低い場合には、金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかります。

## カントリーリスク



投資対象国・地域において、政治・経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、**基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。**

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

### ①ファンドの繰上償還

原則として、分配金込み基準価額※(1万口当たり)が一定水準(11,500円)以上となった日から組入投資信託を売却し、日本の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。一定水準(11,500円)とは、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。

組入投資信託の売却に伴い、当該組入投資信託が保有する銘柄を売却する際に発生する費用や、市場動向の変化、ファンドの信託報酬やその他費用・手数料等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円未満となることがあります。また、流動性等により、組入投資信託が保有するハイブリッド証券等の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。

なお、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には、繰上償還を行いません。

※分配金込み基準価額とは基準価額(1万口当たり)に、設定来の分配金(1万口当たり/税引前)の累計額を加算した額をいいます。

### ②収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

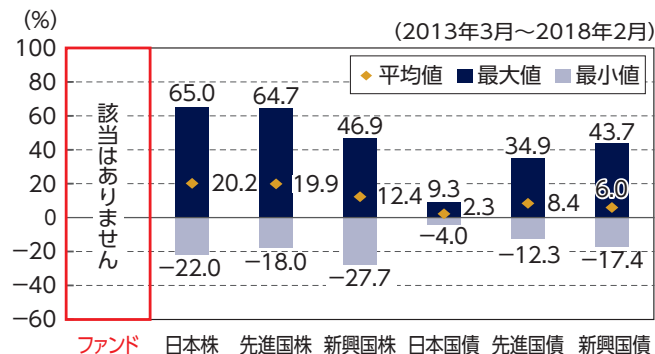
# 投資リスク

## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当はありません。

### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*ファンドの運用は2018年6月29日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって各グラフにおけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移について該当はありません。

\*②のグラフは2013年3月から2018年2月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### ○各資産クラスの指数について

#### 日本株

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

#### 先進国株

#### MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 新興国株

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 日本国債

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

#### 先進国債

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### 新興国債

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

## 運用実績


ファンドは2018年6月29日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。


- ・基準価額・純資産の推移：該当事項はありません。
  - ・分配の推移：該当事項はありません。
  - ・主要な資産の状況：該当事項はありません。
  - ・年間収益率の推移：該当事項はありません。
- \*ファンドにはベンチマークはありません。


※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。

	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金の申込を受付けません。 ・ルクセンブルクの銀行休業日 ・12月24日 ・委託会社の指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	当初申込期間:2018年5月28日から2018年6月28日 継続申込期間:2018年6月29日から2018年8月31日 ・2018年9月1日以降の購入のお申込みは受付けません。 ・継続申込期間において、分配金込み基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日以降は、購入のお申込みはできません。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの購入・換金の申込受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

## お申込みメモ

 <p>その他</p>	信託期間	2024年5月24日までとします。(設定日:2018年6月29日) *受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意の上、信託期間が延長できます。
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託会社は、分配金込み基準価額*(1万口当たり)が11,500円以上となった場合には、原則として分配金込み基準価額(1万口当たり)が11,500円以上となった日から、日本の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させます。</li> <li>委託会社は、ファンドにつき、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。</li> </ul> <p>*分配金込み基準価額とは基準価額(1万口当たり)に、設定来の分配金(1万口当たり/税引前)の累計額を加算した額をいいます。</p>
	決算日	年1回決算、原則毎年5月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は2019年5月27日です。
	収益分配	原則として毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	400億円です。
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年5月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	当初申込期間:1口につき1円に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	2.16%(税抜2.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た金額とします。	

# 手続・手数料等

## <投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し<b>年率0.8424% (税抜0.78%)</b>を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>[信託報酬の配分] (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.20% (税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.55% (税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03% (税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>[支払方法] 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	0.20% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.55% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	0.20% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	0.55% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価												
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする投資信託証券	<p>(年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Amundi Funds II - グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス</td> <td>0.40%</td> <td rowspan="2">投資信託財産の運用・管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)</td> <td>0.378% (税抜0.35%) 以内</td> </tr> </tbody> </table>		料率	役務の内容	Amundi Funds II - グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス	0.40%	投資信託財産の運用・管理等の対価	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	0.378% (税抜0.35%) 以内					
	料率	役務の内容												
Amundi Funds II - グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス	0.40%	投資信託財産の運用・管理等の対価												
CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	0.378% (税抜0.35%) 以内													
実質的な負担の上限	<p>純資産総額に対して<b>年率1.2424% (税込) *</b></p> <p>*ファンドの信託報酬年率0.8424% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの (年率0.40%) を加算しております。実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p>													
◆上記の運用管理費用 (信託報酬) は本書作成日現在のものです。														
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用</li> <li>・信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)</li> <li>・投資信託財産に関する租税 等</li> </ul> <p><b>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</b></p>													

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

# 手続・手数料等



## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2018年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**Amundi**  
ASSET MANAGEMENT  
アムンディ アセットマネジメント